

○児童手当の所得について

Q 改正後の児童手当の大幅な減額に驚いた。数万円の所得の違いで年間 30 万円もの差が出てしまうと大変な痛手だ。

低所得の家庭では、公共住宅や保育料の補助など援助も受けられる。小学生以下の 3 人の子を持つ家庭では、私立幼稚園の補助が受けられるか分からず、幼児 2 人を通わせることが経済的に困難と考えて区立幼稚園に転園した。もし同額の補助金があれば転園はしていない。

児童手当の本来の目的は、子どもの安定した養育のためかと思うが、子どもにかかる費用に保護者の所得が関係するのか。今回の所得制限は「主たる生計者の所得」のみで、世帯年収の多い共働き家庭でも満額受けられるなど、およそ公平さに欠けるものである。

ぜひ育児に関する補助金等の所得制限見直し、児童手当の補填を検討してほしい。

A 児童手当につきましては、国の制度であり、児童手当法および児童手当法施行規則に基づき、全国の各市区町村が同じ法に基づいて実施しております。

児童手当の受給者の要件は、ご家庭の生計中心者（所得が一番高い方）が申請者であり、その申請者の所得が所得制限未満の方と所得制限以上の方によって支給される手当額が異なります。児童手当の受給者の所得制限が「主たる生計中心者」の所得のみである、この考え方は政府機関の児童福祉審議会の答申による、「広く一般家庭を対象としたもので、児童の養育者本人が最多収入者であると考えられる。そのため、その所得を審査すれば良い」と出されたものであり児童手当法第 4 条第 2 項、第 3 項に示されています。

また、ご要望されている品川区独自の児童手当の補填については、多額の財政支出を伴うため、区としては実施する考えはございません。

子ども家庭支援課では児童手当の支給に関する事務につきましては、児童手当法に基づき執行しておりますので、ご理解の程、宜しくお願い致します。

次に、品川区では私立幼稚園の補助金について、平成 22 年度には 60%の方が対象になるように、平成 24 年度には更に 65%の方が対象になるよう所得制限を緩和して参りました。

平成 26 年度には小学 3 年生以下の兄か姉がいる園児については、所得制限を撤廃するよう国が制度改正を検討中です。

今後も公私の格差の是正、保護者負担の軽減に努めて参りますので、ご理解の程、宜しくお願い致します。

(子ども未来部子ども家庭支援課・保育課)